

研究会抄録

第Ⅰ（経済分析）研究会

本研究会は2つのプロジェクトを設けて研究を進めている。第1の年金制度の経済的研究については、江見康一「老後保障の課題」において、老後問題のコンプレヘンシヴな把握のなかで、その位置づけを行なうべきことを明らかにする。すなわち、生活の維持・安定が老後保障の目標であるとの立場から、定年延長・再就職を含む雇用保障、医療・サービスを含むコンプレヘンシヴ・ケアの保障、ならびに所得保障を包括的・体系的にとらえることが必要である。この場合、老後保障と他の政策体系との関係について発想を新たにした問題把握が必要となるばかりでなく、今後展開される高齢化社会において、サービス産業の比重が拡大することを前提にして、経済構造のあり方についても新たな発想と計画的対応が不可避であると強調する。

また第2の医療問題に関する経済的研究では、市川洋「医療保険と所得分布」の報告がなされた。医療保険の再分配効果について包括的な実証分析を試みたものであるが、その結論は、第1に診療費の支配的決定要因は年齢であること、第2に性別、本人・家族別に診療費に有意の差があること、第3に医療費（診療費）と所得水準の相関関係は、貧困階層に限られ、一般的には有意でないこと、これである。これは、医療保険給付に関するかぎり世代間再分配こそあれ、所得階層間再分配がとるに足らないことを物語っている。しかしながら、これらのファクト・ファインディングは、医療給付をうけたものについてのそれであり、定率の自己負担や保険給付の対象にならない支出のために受診を抑制されている低所得階層が直接には対象にされていないなどの問題点が指摘される。

第Ⅱ（統計調査）研究会

昭和47年度後半は、家計構造に関する統計的研究を中心に研究が進められた。昭和45年の掛川高齢者生活実態調査の結果を利用して、「高齢者の収入源泉別にみた職業歴」（大本圭野報告）では、高齢者の過去の職業歴と現在の収入源泉および収入水準との関連が指摘されており、

「高齢者の収入源泉別にみた家計構造」（大本圭野報告）では、収入源泉の相異が高齢者の収入水準および消費水準にどう影響しているかが論ぜられている。「同居高齢者の小遣帳」（杉原由機報告）では、高齢者のこづかい収支を分析し、さらに、高齢者の消費支出における子への依存度を論じ、老人福祉施策に及んでいる。また、「老人生計費のパターンと老後保障」（中鉢正美報告）は、わが国における資本主義の発展と国民生活の体系化の歴史を検討し、両者の同時存続条件が昭和30年代以降の急速な産業構造高度化にともなう生活構造の変化にも拘らず、いぜんとして戦前型にとどまっている点を指摘している。

社会保障水準指標の作成に関する研究の方では、「社会福祉の指標」（直井優報告）において、東京都の福祉指標を中心に福祉指標の問題点とその解決方向の検討がなされており、「厚生統計地域傾向精密調査の結果について」（前田正久報告）では、健康と疾病に関する地域傾向が、食生活、医療施設、生活環境、住居水準、健康意識等の面から多元的に分析されている。

第Ⅲ（社会分析）研究会

昭和47年度後半は「社会福祉計画の国際比較」のテーマを中心に研究会がおこなわれた。前半のスウェーデン、カナダ、イギリスにおける社会福祉の動向に引き続き、全社協の根本嘉昭氏が「社会計画と社会福祉」というテーマでアメリカの一都市におけるヒューマンサービスの総合と調整のためのコミュニティ計画の過程を報告者の実際の経験を基に報告された。

また日本社会事業大学の仲村優一氏が「国際社会福祉の動向」、厚生省の森幹郎氏が「5ヵ国老人調査について」と異なった対象、方法からではあるが、社会福祉の国際比較の問題を中心に報告が行なわれた。仲村氏はアメリカ、ヨーロッパ、アジア・アフリカ等で社会福祉の領域で最近問題となっているトピックスに触れつつ社会福祉領域におけるアドミニストレーションへの関心の深まりを強調された。そして「ソーシャル・アドミニストレーション」という社会福祉をとりあつかう新しい学問体系の可能性について示唆に豊んだ指摘がなされた。また

森氏の報告はデンマーク、イギリス、アメリカ、ポーランド、ユーゴスラヴィアの五ヵ国でおこなわれた老人調査のデータをもとに国際比較研究の問題を取り扱ったものである。

同志社大学の角田豊氏の「沖縄における社会福祉」という報告は、アメリカ軍の軍政下から本土復帰という変化のなかで沖縄県がかかえている社会福祉の諸問題について現地調査に即した貴重な報告がおこなわれた。

なお、本研究会のもう一つのテーマである「生活構造と多問題家族」については、「多問題家族に関する研究」

として、所内研究資料として取りまとめられたのでご参照頂きたい。

【訂正】『季刊社会保障研究』第8巻第4号中、61ページの右段19～20行目「……代償として税率を50%から30%に引き下げることになり、……」を、「……代償として税率を50%から75%に引き上げることになり、……」に訂正いたします。

次号 (Vol. 9, No. 2) 予告

〈巻頭言〉 つぎの飛躍を……………伊 部 英 男

〈論 文〉

(老人と社会保障)

年金……………山 本 純 男

退職金……………孫 田 良 平

農村世帯……………並 木 正 吉

社会福祉……………前 田 大 作

(自由論題)……………北 川 隆 吉

〈資 料〉 社会保険と私的年金(I)……………杉 森 創 吉

〈研究ノート〉 カナダの社会福祉……………萩 原 清 子